

長野市移住支援金のご案内



担い手不足の解消、地域課題の解決、県内への移住促進のため、

東京圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）、**愛知県**、**大阪府**から**長野市**へ移住し、**就業**または**創業**した方に、**移住支援金を支給**しています

単身の場合 **60万円**

2人以上世帯の場合 **100万円**

主な支給要件

◆**共通要件**・・・以下の要件は**すべて満たす**必要があります

移住元に関する要件

- 転入日の前日までの10年間のうち、通算して5年以上、東京圏（埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県）、愛知県または大阪府（以下、「東京圏等」といいます。）に在住していたこと
- 転入日の前日までの10年間のうち、通算して5年以上、就労していたこと
 - ※東京圏等に在住し、東京圏等の大学等に通学し、東京圏等の企業等に就職した場合、大学等への通学期間も就労期間に通算できます
- 転入日の前日まで、連続して1年間以上、東京圏等に在住していたこと
- 転入日の1年3か月前に当たる日から前日までの間に、連続して1年間以上、就労していたこと

移住先に関する要件

- 令和3年4月1日以降に移住していること
- 転入後3か月以上1年以内に、長野市へ移住支援金の交付申請をすること
- 長野市に、移住支援金の交付申請をした日から5年以上継続して居住する意があること
 - ※5年以内に長野県外に転出した場合、移住支援金を返還していただく場合があります

その他の要件

- 暴力団等の反社会的勢力でないことまたは反社会的勢力と関係を有する者でないこと
- 日本人であることまたは外国人であって永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者もしくは特別永住者のいずれかの在留資格がある者であること
- その他、移住支援金の対象として適当でないと思われた者でないこと

◆**2人以上の世帯の要件**・・・**世帯での申請をする場合は**、以下の要件を満たす必要があります

- 世帯員が、転入日の前日において同一世帯に属していたこと
- 世帯員が、交付申請日において同一世帯に属していること
- 世帯員が、令和3年4月1日以後に移住していること
- 世帯員のいずれもが、交付申請時、転入後3か月以上1年以内であること
- 世帯員のいずれもが、反社会的勢力または反社会的勢力と関係がある者でないこと

就業に関する要件・・・A～Eのいずれかに該当する必要があります。

A長野県のマッチングサイトの求人に応募して採用された場合

- 就業先の企業等がマッチングサイトに求人情報を掲載している法人であること
- マッチングサイトに掲載された求人に応募し、採用されたこと

B専門人材の場合

- 内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業または先導的人材マッチング事業により長野市で就業したこと
- 就業先の企業等の本店所在地が長野県内にあり長野市内に事業所がある法人であること
- 目的達成後の解散を前提としたプロジェクトへの参加など、離職することが前提でないこと

C テレワーカーの場合

- 所属先の企業等からの命令でなく、自己の意思で移住したこと
- 長野市を生活の本拠とし、移住前での業務を引き続き行うこと
- 所属先企業等から内閣府地方創生推進室が実施する地方創生テレワーク交付金を活用した取組の中で資金提供を受けていないこと

D関係人口の場合

- 移住の日前に長野市に移住相談をしていること又は、長野市が実施するセミナー等の事業に参画していること
- 就業先が、以下のいずれかであること
 - ・ マッチングサイトへの登録要件を満たす企業等であり、市内に事業所があり、市税及び県税の未納がないこと
 - ・ 長野県が認定した、職場いきいきアドバンスカンパニー認証企業であり、市内に事業所があること

E創業支援金の交付決定を受けている場合

- 移住支援金の交付申請時、創業支援金の交付決定から1年以内であること

A・B・Dに該当する場合は、以下のすべてにも該当する必要があります。

- 転勤、出向等でなく、新規の雇用であること
- 就業先が、3親等以内の親族が経営を担う職務を務める企業等ではないこと
- 勤務地が、東京圏以外であること
- 移住支援金の交付申請時に、在職3か月以上であること
- 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること
- 交付申請の日から5年以上継続して勤務する意思があること

<お問い合わせ>

長野市企画政策部人口増推進課 移住・定住相談デスク

TEL：026-224-7721 026-224-8851

E-mail：iju@city.nagano.lg.jp jinkou@city.nagano.lg.jp

